

市会議第 23 号

京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について

京都市会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 22 日提出

提出者 市会運営委員会委員長 津田 大三

京都市会会議規則の一部を改正する規則

京都市会会議規則の一部を次のように改正する。

第 125 条第 2 号中「京都市個人情報保護条例第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう」を「個人に関する情報で、個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

京都市個人情報保護条例の全部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。